

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第8条【省略】</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告について、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、別記第8号様式による報告書を1部を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等を完了せず県の会計年度が終了したときには、別記第8号様式の2による報告書1部を、当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 知事は、補助事業等が完了せず県の会計年度が終了した場合、前項の規定による報告が適当であると認めるときは、当該会計年度の交付すべき額を確定するとともに、必要に応じて当該会計年度の翌年度以降の交付の決定の内容を変更するものとする。</u></p> <p><u>3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした市町村等は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u></p> <p><u>4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした市町村等は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税額仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</u></p> <p>第10条～第12条【省略】</p> <p>(附則) 【省略】</p> <p><u>(附則)</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第8条【省略】</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに、1部を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした市町村等は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした市町村等は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税額仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</u></p> <p>第10条～第12条【省略】</p> <p>(附則) 【省略】</p>

別表第1 (第3条関係)

事業種目	経費	補助率
(1) 魚礁 つきいそ その他の魚礁	<u>ア</u> 市町村等が事業を行うに要する経費 <u>イ</u> <u>漁業協同組合又は知事が適当であると認める団体(その構成員又は社員が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)</u> が事業を行うに要する経費 ただし、市町村がその経費の3分の2(※1)以上を補助する場合に限る。	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内
(2) 近代化施設 荷さばき施設 漁船漁具修理施設 漁具倉庫作業施設 給油施設 製氷冷蔵施設 等	<u>ア</u> 市町村等が事業を行うに要する経費 <u>イ</u> <u>漁業協同組合又は知事が適当であると認める団体(その構成員又は社員が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)</u> が事業を行うに要する経費 ただし、市町村がその経費の3分の2(※2)以上を補助する場合に限る。	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内、南海トラフ地震対策における屋外燃油タンクの撤去に伴う地下タンク等の設置に係る費用は、事業を行うに要する経費の60分の50以内
(削除)		

※1 別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43とする。

※2 別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43、南海トラフ地震対策における屋外燃油タンクの撤去に伴う地下タンク等の設置を行う場合は、60分の50とする。

別表第1 (第3条関係)

事業種目	経費	補助率
(1) 魚礁 つきいそ その他の魚礁	市町村等が事業を行うに要する経費	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内
(2) 近代化施設 荷さばき施設 漁船漁具修理施設 漁具倉庫作業施設 給油施設 製氷冷蔵施設 等	市町村等が事業を行うに要する経費	事業を行うに要する経費の3分の2以内 なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内、南海トラフ地震対策における屋外燃油タンクの撤去に伴う地下タンク等の設置に係る費用は、事業を行うに要する経費の60分の50以内
<u>(1)及び(2)に掲げるもの以外の事業</u>	<u>漁業協同組合又は知事が適当であると認める団体(その構成員又は社員が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)</u> が事業を行うに要する経費 ただし、市町村がその経費の3分の2以上を補助する場合に限る。	<u>事業を行うに要する経費の3分の2以内</u> なお、別表第2に定める事業に該当する場合は、60分の43以内

別表第2 (第3条関係)

対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、IoTやAI等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のIoT化を推進するため、IoTやAI等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 養殖生産の拡大	<p>ア プリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 漁場の有効活用の促進	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
2 市場対応力のあ る産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進及び機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要</p>

別表第2 (第3条関係)

対象事業の概要		対象経費
1 漁業生産の構造改革	(1) 効率的な漁業生産体制への転換	<p>ア 操業の効率化を図るため、IoTやAI等の技術を活用して漁場環境の情報の収集や水揚げ情報提供を行うのに必要な漁業用通信施設、漁場管理強化施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場のIoT化を推進するため、IoTやAI等の技術を活用して水揚げ情報の提供や入札業務を実施する等に必要な漁業用通信施設及び水産情報高度利用施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(2) 養殖生産の拡大	<p>ア プリの人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進を図るため、養殖施設の設置に必要なかん水蓄養殖用施設、養殖魚の鮮度保持に必要な製氷冷蔵施設、養殖魚の出荷等に必要な水揚げ荷さばき施設、養殖用種苗の生産に必要な種苗供給施設及び養殖用餌料を供給するのに必要な餌料供給施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
	(3) 漁場の有効活用の促進	<p>ア 地元と協働した企業参入を促進するため、水揚げの増加等に対応するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 生産力向上のための漁場づくりのうち、築いそ設置事業に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>
2 市場対応力のあ る産地加工体制の構築	(1) 加工施設の立地促進及び機能等の強化	<p>ア 輸出に対応した加工施設の立地促進並びに加工施設の機能強化及び衛生管理の高度化を図るため、加工残さ等を廃棄するのに必要な廃棄物処理施設、漁獲物を加工及び処理するのに必要な水産物加工処理施設及び漁獲物の取扱の増加又は高度化に対応するために必要</p>

		<p>な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>				<p>な水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>	
	(2) 加工関連産業の強化	加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費			(2) 加工関連産業の強化	加工用原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を図るため、漁獲物を冷凍又は低温保管するのに必要な冷凍冷蔵施設及び付帯設備の設置に必要な経費	
3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」及び消費地市場とのネットワークを活用、又は<b>首都圏及び</b>関西圏のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>		3 流通・販売の強化	(1) 外商の拡大	<p>ア 「高知家の魚応援の店」及び消費地市場とのネットワークを活用、又は<b>関西圏</b>のパートナーと連携した外商活動の一層の強化を図るため、漁獲物の品質向上を図るのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な調査及び実験事業の実施に必要な経費</p>	
	(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養施設、H A C C P 認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>			(2) 輸出の拡大	<p>ア 有望市場への輸出支援を強化するとともに輸出に適した加工用原魚を確保するため、加工用原魚を養殖するのに必要なかん水蓄養施設、H A C C P 認定を取得するのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ アの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>	
	(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>			(3) 産地市場の機能強化	<p>ア 産地市場における鮮度向上や衛生管理等の取組を進めるため、漁獲物の鮮度管理や衛生管理を行うのに必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>イ 産地市場の統合を推進するため、産地市場の取扱の増加又は高度化に必要な製氷冷蔵施設及び水揚げ荷さばき施設並びにこれらの付帯設備の設置に必要な経費</p> <p>ウ ア又はイの導入に向けて必要な実験事業の実施に必要な経費</p>	
4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費		4 担い手の育成・確保	新規就業者の育成	新規就業者の育成のために必要な漁業研修施設及び付帯設備の設置に必要な経費	

5 防災減災対策	津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費
6 その他 知事が特に認める事業		ア 1から4までに掲げるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ 5に掲げるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費

5 防災減災対策	津波や高潮等の災害に対する防災減災対策	災害発生後、速やかに漁業活動を再開するために必要な施設の電源設備及び漁船用燃油施設のかさ上げ並びに水揚げ荷さばき施設の改修に必要な経費
6 その他 知事が特に認める事業		ア 1から4までに掲げるもののほか、高知県産業振興計画の取組のために必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費 イ 5に掲げるもののほか、防災減災対策に必要なものとして知事が特に認める事業の実施に必要な経費

別表第3 【省略】

別表第3 【省略】

別表第4 (第5条関係)

別表第4 (第5条関係)

補助事業の重要な変更

補助事業の重要な変更

区分	変更内容
経費配分の変更	事業ごとに次に掲げる変更 (1) 補助対象事業費の増額 (2) 補助対象事業費の20パーセント <u>(削除)</u> を超える減額 (3) 事業の経費の配分の変更のうち、次に掲げる変更以外のもの 次に掲げる経費の流用による変更であって、流用先経費種別の増加額が変更前の当該経費の20パーセント(当該額が20万円未満の場合にあつては、20万円)を超えないもの ア 工事費の各種別経費相互間の流用(工事雑費への流用を除く。) イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用 ウ 実施設計費から工事費(工事雑費を除く。)への流用 エ 地方事務費から工事費への流用
【以下省略】	

区分	変更内容
経費配分の変更	事業ごとに次に掲げる変更 (1) 補助対象事業費の増額 (2) 補助対象事業費の20パーセント <u>又は200万円</u> を超える減額 (3) 事業の経費の配分の変更のうち、次に掲げる変更以外のもの 次に掲げる経費の流用による変更であって、流用先経費種別の増加額が変更前の当該経費の20パーセント(当該額が20万円未満の場合にあつては、20万円)を超えないもの ア 工事費の各種別経費相互間の流用(工事雑費への流用を除く。) イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用 ウ 実施設計費から工事費(工事雑費を除く。)への流用 エ 地方事務費から工事費への流用
【以下省略】	

別記  
第1号様式（第4条関係）

【中略】

別紙3

収支予算書  
(変更収支予算書)  
(収支精算書)  
(年度末収支状況報告書)

収入の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

支出の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

注：事業実施年度が複数年にまたがる場合は、各年度ごとの予算又は精算額が分かるように記載すること。また、年度末収支状況報告の場合は、備考欄に精算額又は予算額の別を記載すること

【以下省略】

別記  
第1号様式（第4条関係）

【中略】

別紙3

収支予算書  
(変更収支予算書)  
(収支精算書)

収入の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

支出の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度精算額)	前年度予算額 (当初予算額) (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

【以下省略】

第2号様式～第8号様式 【省略】

第2号様式～第8号様式 【省略】

第8号様式の2（第9条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
市町村等の長

年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金  
年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました年度高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業の 年度における実績について、高知県リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

1 事業費： 円（うち補助対象事業費 円）

2 補助金交付決定額： 円

年割額 年度 円  
年度 円

3 事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

4 事業の内容及び年度末の出来高

経費の 区分及 び工事 の区分	工種・ 品目・ 調査の 種類の 種類等	交付決定		出来高		進捗率 (B) / (A) × 100	県補助金の交付済額		備考
		事業 量又 は数 量	事業 量(A)	事業 量又 は数 量	事業 費(B)		年割額		
							年度	年度	
			円		円	%	円	円	円

添付資料

・年度末収支状況報告書

別記第1号様式別紙3の様式に準ずる

・出来高工程表

第9号様式～第10号様式 【省略】

第9号様式～第10号様式 【省略】

